

《 学校で予防すべき主な感染症と出席停止の期間の基準 》

●飛沫感染する感染症で、学校において流行を広げる可能性が高いもの

インフルエンザ	発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
百日咳	特有の咳が消失するまで又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）	解熱した後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹	発疹が消失するまで
水痘	すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱	主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
結核	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎	病状により学校医等において感染のおそれがないと認めるまで

●学校教育活動を通じ、学校において流行を広げる可能性があるもの

腸管出血性大腸菌感染症	} 病状により学校医等において 感染のおそれがないと認めるまで
流行性角結膜炎	
急性出血性結膜炎	

その他の感染症

↳ 溶連菌感染症、ロタウィルス感染症・ノロウィルス感染症、マイコプラズマ肺炎など

上記のほか、法で定められた感染症があります。保健室までお問い合わせください。